平成２２年（フ）第６３５号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字欠上り８番地13
債務者　吉田　聡子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６５４号
盛岡市安倍館町19番42号　稲荷荘５号
債務者　菅原　厚三
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６５６号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第５地割96番地１　フレンドハウス友和Ａ101号
債務者　米澤　慧子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６５９号
岩手県花巻市桜町４丁目329番地１
債務者　伊藤　光子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６６２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字牧野林672番地３、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割515番地10　サンエルムＡ201号
債務者　長澤　　洋
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４４４号
仙台市若林区大和町５丁目17番７―402号
債務者　佐々木　孝
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
宮城県大崎市鳴子温泉字要害38番地５
債務者　中鉢　　充（旧姓川童）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
秋田県大館市早口字比立内29番地１、前住所秋田県横手市追廻２丁目12番９号　守澤方
債務者　武田　　学
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第８１号
秋田県北秋田市川井字松石殿１番地65、前住所宮城県仙台市泉区市名坂字南前５番地の４ツインパル市名坂506
債務者　工藤　博幸
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第８３号
秋田県大館市清水５丁目６番56―３号
債務者　岸　　勝行
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１０６号
山形県鶴岡市大西町40番９号
債務者　大久保秀男
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３１８号
福島市新浜町２番29号
債務者　幕田　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３７５号
茨城県土浦市真鍋５丁目13番２号
債務者　山本　　浩
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２８号
群馬県桐生市境野町７丁目1786番地の66
債務者　周東　繁夫
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第３４６号
群馬県高崎市中尾町664番地135　ルミネ中尾Ａ101号
債務者　狩野　浩美（旧姓森村）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３４７号
群馬県安中市郷原347番地３
債務者　小山　　恵
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３４９号
群馬県高崎市鼻高町47番地５　市住Ｊ棟46号
債務者　須藤　友之
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３５７号
群馬県富岡市七日市1091番地
債務者　野澤　初雄
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部